○山口市法定外公共物管理条例

平成17年10月1日

条例第191号

改正 平成22年1月16日条例第1号

平成25年12月19日条例第58号

平成27年12月18日条例第69号

平成31年3月14日条例第1号

令和元年12月23日条例第27号

令和5年3月16日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は条例に特別な定めがあるもののほか、 山口市における法定外公共物の適正な利用を図るため、その管理に 関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「法定外公共物」とは、山口市が所有する 次に掲げるものをいう。
 - (1) 河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用されない河川
 - (2) 道路法(昭和27年法律第180号)が適用されない道路
 - (3) 前2号に附属する工作物、物件又は施設
- 2 この条例において「生産物」とは、法定外公共物から生ずる石、 土砂、砂れき、竹木その他のものをいう。

(法定外公共物の利用)

第3条 法定外公共物をその目的の範囲内において日常的に利用する

者は、当該法定外公共物が常に良好な状態で利用できるよう、その 保全に努めるものとする。

(行為の禁止)

- 第4条 何人も、みだりに次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 法定外公共物の損壊又は汚損
 - (2) 法定外公共物へのじんかい、汚物、石、土砂、竹木、汚水、 廃棄物等の投棄
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為

(占用等の許可)

- 第5条 法定外公共物に関し次に掲げる行為(以下「占用等」という。) をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受け なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同 様とする。
 - (1) 工作物の新築、改築又は除去
 - (2) 流水水面又は敷地の占用
 - (3) 流水の貯留又は取水
 - (4) 流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及 ぼす可能性のある行為
 - (5) 汚水等の放流
 - (6) 生産物の採取
 - (7) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採

- (8) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、法定外公共物の管理上 必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付すことがで きる。

(許可の期間及び更新)

- 第6条 前条に基づく許可(以下「占用等の許可」という。)の期間は、5年以内で定めるものとする。ただし、電柱、電線、水道管、下水管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供する場合及び市長が特に必要と認めたものについては、10年以内で定めることができる。
- 2 占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)が許可期間満了後引き続いて占用等をしようとするときは、当該許可期間の満了する日の30日前までに、市長に対し、その旨を申請しなければならない。

(許可物件の管理等)

- 第7条 占用者等は、占用等の許可に係る工作物その他の物件を常に 良好な状態に維持管理しなければならない。
- 2 占用者等は、前項の維持管理の状況について市長から報告を求められたときは、速やかに占用等の許可に係る工作物その他物件を調査し、市長に報告しなければならない。

(占用料等の徴収)

第8条 市長は、第5条の規定による占用等の許可をしたときは、当 該許可に係る占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴 収する。

- 2 占用料等の額は、別表第1及び別表第2に定めるところにより得 た額とする。
- 3 占用等の許可が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料 等は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

(占用料等の減免)

- 第9条 市長は、占用者等が次の各号のいずれかに該当すると認める ときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 占用者等が公共の用に供する目的で占用等の許可を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。 (占用料等の不還付)
- 第10条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者等又は占用者等であった者の請求(当該事由が発生した日から3月以内のものに限る。)によりこれを還付することができる。
 - (1) 市長が第16条第3号の規定により、占用等の許可を取り 消したとき。
 - (2) 市長が占用者等の責めに帰することのできない理由により、 その占用等をすることができなくなったと認めるとき。
- 2 前項ただし書の規定により還付する額は、占用等を開始した日の 属する月から占用等ができなくなった日の属する月までの月数又は 占用等を開始した日から占用等ができなくなった日までの日数に応 じ、別表1及び別表2に定めるところにより算定した額を既納の占

用料等の額から控除して得た額とする。

(地位の承継)

第11条 占用者等について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、占用者等の地位を承継する。この場合において、占用者等の地位を承継した者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第12条 占用者等は、占用等の許可に基づく権利を他人に譲渡し、 貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受け たときは、この限りでない。

(国等の特例)

第13条 国又は地方公共団体が占用等をしようとするときは、あらかじめ市長と協議し、その同意を得れば足りるものとする。

(許可の失効)

- 第14条 次に掲げる事由が生じたときは、占用等の許可は、その効力を失う。
 - (1) 占用等の許可期間が満了したとき。
 - (2) 占用者等が死亡し、又は解散した場合において、その地位を承継する者がいないとき。
 - (3) 占用等の許可を受けた目的を事実上達成することができなくなったとき。
 - (4) 第16条の規定により許可が取り消されたとき。
 - (5) 法定外公共物の用途が廃止されたとき。

(原状回復)

第15条 占用者等は、前条の規定に該当することとなったとき、又は占用等を終了したときは、速やかに当該箇所を原状に回復するとともに、その旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。ただし、占用者等の申請を受けて、市長が原状に回復する必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(許可の取消し等)

- 第16条 市長は、占用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該占用者等に係る許可を取り消し、又は許可の内容を変更することができる。
 - (1) この条例又は許可条件に違反したとき。
 - (2) 不正の手段により許可を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(境界確認)

- 第17条 市長は、法定外公共物の境界が明らかでないため管理上支 障があると認めるときは、当該法定外公共物に隣接する土地の所有 者に対し、境界を確定するための協議を求めることができる。
- 2 前項の協議が整ったときは、市長及び法定外公共物に隣接する土地の所有者は、書面により確定された境界を明らかにしなければならない。

(立入検査)

第18条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量若しくは工事又は法定外公共物の維持のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせ

ることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(用途の廃止)

第19条 市長は、法定外公共物がその用途及び目的を喪失し、将来 も公共の用に供する必要がないと認めるときは、その用途を廃止し、 市の普通財産とすることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第21条 第4条の規定に違反した者又は第5条第1項の規定による 許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者は、5万円以下の 過料に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても前条を適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口市法定外公共物管理条例(平成14年山口市条例第17号)又は小郡町法定外公共

物の管理に関する条例(平成15年小郡町条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

- 4 阿東町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の阿東町法定外公共物管理条例(平成17年阿東町条例第1号。以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により占用等の許可を 受けている者の占用料等に係るこの条例の適用については、平成2 2年度以降の占用料等について適用し、平成21年度の占用料等に ついては、なお編入前の条例の例による。
- 6 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰 則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成22年1月16日条例第1号)

この条例は、平成22年1月16日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日条例第 5 8 号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成27年12月18日条例第69号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日条例第1号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(令和元年12月23日条例第27号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条、第10条関係)

| | 占用物件 | 単位 | 占用料 |
|---------|------------|------------|---------|
| 道路法(以下 | 第1種電柱 | 1 本につき 1 年 | 480円 |
| この表にお | 第2種電柱 | | 7 3 0 円 |
| いて「法」と | 第3種電柱 | | 990円 |
| いう。) 第3 | 第1種電話柱 | | 4 3 0 円 |
| 2条第1項 | 第2種電話柱 | | 680円 |
| 第1号に掲 | 第3種電話柱 | | 9 4 0 円 |
| げる工作物 | その他の柱類 | | 4 3 円 |
| | 共架電線その他上空に | 長さ1メートル | 4 円 |
| | 設ける線類 | につき1年 | |
| | 地下に設ける電線その | | 3 円 |
| | 他の線類 | | |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 420円 |

| | 1 | 1 | l I |
|-------|--------------|---------|---------|
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方 | 260円 |
| | | メートルにつき | |
| | | 1 年 | |
| | 変圧塔その他これに類 | 1個につき1年 | 850円 |
| | するもの及び公衆電話 | | |
| | 所 | | |
| | 郵便差出箱及び信書便 | | 3 6 0 円 |
| | 差出箱 | | |
| | 広告塔 | 表示面積1平方 | 870円 |
| | | メートルにつき | |
| | | 1 年 | |
| | その他のもの | 占用面積1平方 | 850円 |
| | | メートルにつき | |
| | | 1 年 | |
| 法第32条 | 外径が 0. 07メート | 長さ1メートル | 18円 |
| 第1項第2 | ル未満のもの | につき 1 年 | |
| 号に掲げる | 外径が 0. 07メート | | 2 6 円 |
| 物件 | ル以上0.1メートル | | |
| | 未満のもの | | |
| | 外径が 0. 1メートル | | 3 8 円 |
| | 以上0.15メートル | | |
| | 未満のもの | | |
| | 外径が 0. 15メート | | 5 1 円 |

| | ル以_ | Ł0.2> | ベートル | | | | | |
|-------|------|------------|------|-----|------|---|-----|---|
| | 未満の | りもの | | | | | | |
| | 外径力 | 5° 0 . 2 > | ベートル | | | | 7 7 | 円 |
| | 以上(|). 3メー | ートル未 | | | | | |
| | 満のす | もの | | | | | | |
| | 外径力 | ÿ 0. 3 > | ベートル | | | 1 | 0 0 | 円 |
| | 以上(|). 4 メー | ートル未 | | | | | |
| | 満のす | 50 | | | | | | |
| | 外径力 | 5° 0 . 4 > | ベートル | | | 1 | 8 0 | 円 |
| | 以上(|). 7メー | ートル未 | | | | | |
| | 満のもの | | | | | | | |
| | 外径力 | 5 0 . 7 > | ベートル | | | 2 | 6 0 | 円 |
| | 以上: | 1 メートル | レ未満の | | | | | |
| | もの | | | | | | | |
| | 外径力 | ジ1メート | ル以上 | | | 5 | 1 0 | 円 |
| | のもの | か | | | | | | |
| 法第32条 | 自動 | 法第2条 | 地下に | 長さ1 | メートル | | 3 | 円 |
| 第1項第3 | 運行 | 第2項第 | 設ける | につき | 1年 | | | |
| 号に掲げる | 補助 | 5号に規 | もの | | | | | |
| 施設 | 施設 | 定する自 | | | | | | |
| | | 動運行装 | | | | | | |
| | | 置による | | | | | | |
| | | 検知の対 | | | | | | |

| | 象として | その他 | | 9 円 |
|--------|---------|-------------|---------|----------|
| | 設置する | のもの | | |
| | 導線その | | | |
| | 他の線類 | Ī | | |
| | 道路の様 | 靠造又は | 1本につき1年 | 680円 |
| | 交通の∜ | :況を表 | | |
| | 示する標 | 栗示柱そ | | |
| | の他の相 | E類 | | |
| | その他の | 上空に | 占用面積1平方 | 4 3 0 円 |
| | もの | 設ける | メートルにつき | |
| | | もの | 1 年 | |
| | | 地下に | | 260円 |
| | | 設ける | | |
| | | もの | | |
| | その他のもの | | | 850円 |
| 法第32条第 | 第1項第4号に | 掲げる | 占用面積1平方 | 850円 |
| 施設 | | | メートルにつき | |
| 法第32条 | 地下街及び地 | 階数が1 | 1 年 | Aに0.004を |
| 第1項第5 | 下室 | のもの | | 乗じて得た額 |
| 号に掲げる | | 階数が 2 | | Aに0.006を |
| 施設 | | のもの | | 乗じて得た額 |
| | | 階数が3 | | Aに0.007を |
| | | 以上のも | | 乗じて得た額 |

| | | の | | | |
|----------|-------------|------|---------|---------|---|
| | 上空に設ける | 通路 | | 4 3 0 円 | - |
| | 地下に設ける | 通路 | | 260円 |] |
| | その他のもの | | | 850円 |] |
| 法第32条 | 祭礼、縁日そ(| の他の催 | 占用面積1平方 | 9 円 |] |
| 第1項第6 | しに際し、一口 | 時的に設 | メートルにつき | | |
| 号に掲げる | けるもの | | 1 日 | | |
| 施設 | その他のもの | | 占用面積1平方 | 8 7 円 |] |
| | | | メートルにつき | | |
| | | | 1 月 | | |
| 道路法施行 | 看板(アーチ | 一時的に | 表示面積1平方 | 8 7 円 |] |
| 令(昭和27 | であるものを | 設けるも | メートルにつき | | |
| 年政令第4 | 除く。) | の | 1 月 | | |
| 7 9 号。以下 | | その他の | 表示面積1平方 | 870円 |] |
| この表にお | | もの | メートルにつき | | |
| いて「令」と | | | 1 年 | | |
| いう。) 第7 | 標識 | | 1本につき1年 | 680円 |] |
| 条第1号に | 旗ざお | 祭礼、縁 | 1本につき1日 | 9円 | - |
| 掲げる物件 | | 日その他 | | | |
| | | の催しに | | | |
| | | 際し、一 | | | |
| | | 時的に設 | | | |
| | | けるもの | | | |

| | その他の | 1本につき1月 | 87円 |
|----------|------------|--------------|----------|
| | €, Ø | 1 1 (1) 1 | |
| | | | |
| 幕(| 令第7条祭礼、縁 | その面積1平方 | 9 円 |
| 第 4 | 号に掲げ日その他 | メートルにつき | |
| る工具 | 事用施設の催しに | 1 日 | |
| であ | るものを際し、一 | | |
| 除く。 | 。) 時的に設 | | |
| | けるもの | | |
| | その他の | その面積1平方 | 87円 |
| | € <i>O</i> | メートルにつき | |
| | | 1 月 | |
| アー・ | チェーー車道を横 | 1 基につき 1 月 | 870円 |
| | 断するも | | |
| | Ø | | |
| | その他の | | 4 3 0 円 |
| | もの | | |
| 令第7条第2号に | 掲げる工作物 | 占用面積1平方 | 8 5 0 円 |
| 令第7条第3号に | [掲げる施設 | メートルにつき | Aに0.031を |
| | | 1 年 | 乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に | | 占用面積1平方 | 87円 |
| 設及び同条第5号 | た掲げる工事用 | メートルにつき | |
| 材料 | | 1 月 | |
| 令第7条第6号に | 掲げる仮設建築 | | 8 5 円 |

| 物及び同条第 | 第7号に掲げる | 施設 | | | | | |
|--------|----------------|-------|-----|-----|------|------|------------|
| 令第7条第 | トンネルの上 | 又は高架 | 占用 | 面積 | 1 平方 | AにO. | 014を |
| 8号に掲げ | の道路の路面 | 下(当該 | メー | トルり | こつき | 乗じて彳 | 导た額 |
| る施設 | 路面下の地下 | を除く。) | 1 年 | | | | |
| | に設けるもの | | | | | | |
| | 上空に設ける | もの | | | | AにO. | 017を |
| | | | | | | 乗じて彳 | 导た額 |
| | 地下(トンネ | 階数が1 | | | | AにO. | 004を |
| | ルの上の地下 | のもの | | | | 乗じて彳 | 导た額 |
| | を除く。)に | 階数が 2 | | | | AにO. | 006を |
| | 設けるもの | のもの | | | | 乗じて彳 | 导た額 |
| | | 階数が3 | | | | AにO. | 007を |
| | | 以上のも | | | | 乗じて彳 | 导た額 |
| | | の | | | | | |
| | その他のもの | | | | | AにO. | 025を |
| | | | | | | 乗じて彳 | 导た額 |
| 令第7条第 | 建築物 | | | | | AにO. | 019を |
| 9号に掲げ | | | | | | 乗じて名 | 导た額 |
| る施設 | その他のもの | | | | | AにO. | 014を |
| | | | | | | 乗じて彳 | 导た額 |
| 令第7条第 | 建築物 | | | | | AにO. | 022を |
| 10号に掲 | | | | | | 乗じて彳 | 导た額 |
| げる施設及 | その他のもの | | | | | AにO. | 014を |

| び自動車駐 | | 乗じて得た額 |
|-------|------------|-----------------|
| 車場 | | |
| 令第7条第 | トンネルの上又は高架 | A (C O . O 1 9 |
| 11号に掲 | の道路の路面下に設け | 乗じて得た額 |
| げる応急仮 | るもの | |
| 設建築物 | 上空に設けるもの | A120.022 |
| | | 乗じて得た額 |
| | その他のもの | A120.031 |
| | | 乗じて得た額 |
| 令第7条第 | 12号に掲げる器具 | A/C 0. 025 |
| | | 乗じて得た額 |
| 令第7条第 | トンネルの上又は高速 | A/C O . O 1 9 |
| 13号に掲 | 自動車国道若しくは自 | 乗じて得た額 |
| げる施設 | 動車専用道路(高架の | |
| | ものに限る。)の路面 | |
| | 下に設けるもの | |
| | 上空に設けるもの | AにO. 022 |
| | | 乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに O . O 3 1 |
| | | 乗じて得た額 |
| 令第7条第 | 14号に掲げる施設 | Aに O . O 3 1 |
| | | 乗じて得た額 |

備考

1 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。

以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、 又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは

- 0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは 全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するも のとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定 により消費税を課さないこととされるもの以外のものについて は、当該額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の 端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 9 占用料等の額が100円に満たないときは、占用料等の額は、 100円とする。

別表第2 (第8条、第10条関係)

| 生産物 | | 単位 | 採取料 | |
|-----|------------|-----------|-------|--|
| 土砂 | | 採取量1立方メート | 88円 | |
| 砂 | | ルにつき | 9 9 円 | |
| 砂利、 | 砂れき、くり石又は玉 | | 121円 | |
| 石 | | | | |
| 転石 | 粒径が30センチメ | 1個につき | 5 5 円 | |
| | ートル以下のもの | | | |

| 粒径が30センチメ | | 88円 |
|----------------|-----------|----------|
| ートルを超え45セ | | |
| ンチメートル以下の | | |
| もの | | |
| 粒径が45センチメ | | 121円 |
| ートルを超えるもの | | |
| 埋立てに伴うしゅんせつ又は | 採取量1立方メート | 2 7 円 |
| しゅんせつに伴う埋立てのた | ルにつき | |
| めに採取する土砂等 | | |
| 竹木、あし、かや、埋もれ木、 | | 市長が時価を考慮 |
| 笹、じゅん菜等 | | して定める額 |

備考

- 1 採取量が1立方メートル未満であるとき、又は採取量に1立 方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算 するものとする。
- 2 占用料等の額が100円に満たないときは、占用料等の額は、100円とする。